

第6回行政評価委員会 会議録

日 時：平成29年9月20日（水）18時25分～21時50分

場 所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員長、倉澤生雄委員、管谷ゆかり委員、佐藤宏美委員、西田和眞委員、木本敦委員

事務局：空岡・小笠原・岡井

傍聴者：なし

1 開会

会議の成立及び傍聴希望はなかったことを確認した。

2 議事

(1) 第5回会議録の確認

最初に前々回（第4回）の会議録の確認を行い、修正等の報告を行った。その後No. 20からNo. 25までの6事業の外部評価を行った。最後に委員会の日程を確認し、会は終了した。第4回会議録内容について、職員から誤字修正箇所の指摘を受けており、その内容を反映させている。また委員から質問のあった2件について、以下の回答を行った。

1. ブルーライン（自転車路面表示）の交差点の取扱いについて

愛媛県が実施しており、交差点内は停止線と間違えないようブルーラインを引いていない。しおさい公園への案内は、ブルーラインと別に考えたい。

2. 砥部町のごみ処理リサイクル率が高いことについて

平成13年に美化センターを焼却施設からRDF（一般ごみを固形化。製鉄所等の燃料として売却）施設に切り替えたことにより、リサイクル率が高くなった。

(2) 行政評価（外部評価）

No. 26	都市再生整備計画事業（都市住宅課）	3
No. 27	図書館・文化ホール等建設事業（都市住宅課）	9
No. 28	住宅管理事業（都市住宅課）	13
No. 29	ALT派遣事業（学校教育課）	19
No. 30	人権同和教育事業（社会教育課）	23
No. 31	図書館運営事業（社会教育課）	30
No. 32	社会体育事業運営事業（社会教育課）	35

(3) 次回の委員会日程

第7回委員会 10月11日（水）18時30分～

(4) その他

9月16日愛媛新聞で掲載された伊予市内の飲食店マップを当室の紹介ということで配布した。

次回の行政評価委員会は今回の会議内容も含め、答申データの基礎になる確認になるものの、資料は事前には届けるよう報告した。また補助金等の現状について相談してもらう機会を設けさせてもらうよう提案を行った。

3 閉会

No. 26 都市再生整備計画事業（都市住宅課）

事業対象：市民

事業目的：市の中心部に位置する郡中中心拠点地区は、行政施設や教育文化施設、鉄道駅が集積する人口集中地区であり、景観計画重点区域にも指定されている。活力創出に向けてさらなるまちづくり事業が求められていることから、都市再構築戦略事業の一環として実施する

事業内容：5年間で市道、街路灯、ポケットパーク、耐震性貯水槽、駐車場の整備を行う

予算・決算：補正予算40,100千円 翌年度繰越8,740千円 決算額31,340千円

（都市住宅課）

本事業は、平成28年度から5年間、国からの交付金を活用し実施する事業である。国の交付内示が一部2次補正分であったことから、市道灘町中央線側溝蓋整備工事の一部を次年度に繰り越している。直接事業費の内訳として、各事業の設計業務委託料が計6,891千円、市道灘町中央線側溝蓋工事請負費24,490千円である。事業実績として、ポケットパーク等各設計業務の完了、市道灘町中央線側溝蓋整備工事427.5メートル（繰越分271メートル、本年4月末に完成）。成果指標は実施計画に基づき平成32年度完了を目指しており、事業費ベースでの進捗率を指標に掲げている。平成28年度は目標値9%に対し、一部繰越があることから7.8%となっている。自己の課題として、国の交付金を受けて実施する事業であるため、補助事業採択の状況を見ながら地元調整を行い、順次計画を進める必要があると考えている。一次判定においては、事業は平成27年度に策定した都市再生整備計画に基づき、国の交付金を活用して5年間で事業を実施し、住む人と訪れる人が安全で快適に行き交うまちづくりの推進に必要なとの判断から、事業の方向性を事業継続と判断している。今後各工事が実施となるため、関係者に事業内容の周知を図りながら進めていく。

（委員）

国の交付金事業であり、5年後に前よりも良くなったと思えるようになるとうれしい。ポケットパークという言葉が出てくるのだが、これはどういったものなのだろうか。説明をお願いします。

（都市住宅課）

ポケットパークの施工場所は、伊予銀行の前にある旧朝日生命ビル（伊予市所有）の敷地部分であり、現在の建物を取り壊して公園を造る。いわゆる町なかの遊具のない公園、ベンチや手洗い、あずまやを整備し、町なかを行き交う人たちが休憩する場所、また夏のお祭りやイベント時に地元で使用してもらう

といった、町なかにある小さな広場をイメージしたものがポケットパークである。

(委員)

私の個人的見解であるのだが、郡中中心拠点地区の整備方針を見ていて、郡中港駅とJR伊予市駅がある。あそこの駐車場を利用するには狭く、JR側はタクシーがいつも待機しており、出入りがとても窮屈である。町なか整備の際、この辺の調整をして、少しスペースを取るというお考えはないだろうか。

(都市住宅課)

今回の整備計画では、別添資料で黄色く塗っている部分が主となっており、今おっしゃったJR駅前の部分改良は計画に入っていない。この事業は5年ごとに計画するものであり、担当課としても駅前付近は何とかしたいと考えている。ちょうど伊予鉄郡中港駅前に植栽が大きく植わって、時計がある部分がある。あそこを思い切って広場的な空間にするとか、人々が行き交い、たまる場所を造るとかすればどうかという素案は持っている。その辺も踏まえて、駅前の部分をうまく活用できる方策については、次の計画で考えたいと思う。

(委員)

市民が集える場所はとても良いことだとは思っているのだが、町家も含め、集う場所は結構ある。できれば駐車場の確保も考えて展開していただければと思う。

(委員)

私は、結構大きな事業であり、長い間かけてやっていくものなので、あまり細かいところを言うことがない。ただ目的がいろいろあるというこの手の事業は、なかなか全部を実現するのは難しいだろうと思う。景観を守りながら商店街の空洞化を抑え、活力を求めるといふ、結構難しいところではあると思うが、計画実現に向けて着実に進めてもらえれば良いと思う。感想である。

(委員)

私はホームページでこの整備計画や都市再生推進調査会の議事録を読んできた。整備計画そのものは調査会や伊予市の景観審議会、また任意団体の郡中まちづくりの景観など意見を聞かれて計画されていると思うのだが、事業そのものは国の補助金であり、もらえる事業を組み込まないといけないということで、どうしても小粒な感じがしてしまう。成果指標は進捗率を掲げている。確かに公共事業なので、きちっと期間に整備ができて供用開始するのが一番重要だとは思っているのだが、市民にしてみるとなかなか分かりにくい。街路灯はこういう効果があったとか、側溝を埋めたら安全性が増したとか、そういう感想めいたものを事業評価に二、三入れていただくと、市民目線でも分かりやすくなる

のではないかなと思う。

町なかの整備をされるのだが、調査会の議事録を読んでも、町なか寂れて人も通ってないということがいろいろ議論されている。例えば宮内邸は、知っている人は十分知っていると思うのだが、古い建物でオープン性がない。週に一度あの前を通る私でも、のぞいていいのかどうかも分からない。開館時間はこれ、有料だ無料だ、何かきちっと分かる表示をしていただくといいと思う。あの通りには伊予市の昔の景観物がいろいろある。住民でさえそんな感じなので、外から来てくれる人にはもっと分かりにくいと思う。そういった建築物には何か分かりやすい表示をしていただきたい気がする。

先ほど伊予市駅と郡中港駅の整備の話が出ていたのだが、これだけの交通アクセスが利用できる環境なのに利用者が少ない。先日の愛媛新聞にも、JR四国の社長が路線維持は非常に難しい、1年間で100億円の営業赤字が出る。今後廃線ではないが、どうするか議論が必要だと書いておられた。せっかくある貴重な公共アクセスなので、市民が要望することも重要だろうし、利用が進む雰囲気整備していただきたいと思う。昔はあそこにコンビニがあった。当然人通りがあったのだろうが、何故潰れてしまうのか。やはり利用者が少なくて結局なくなるという感じなのだろうが、やはり駅前はその地域の顔になる。町家があるにはあるのだが、ちょっとしたお年寄りの買い物や食事、週末のイベントにはいいとしても、小規模すぎてそれほど集客力がないというのが現実ではないかと思う。皆さんがいろいろ知恵を絞りながらやっているのだろうが、何か寂しい気がする。

それから伊予市にはインターがある。今言うJRと私鉄がある。港もある。交通アクセスの面では非常に重要な拠点として成立するはずなのに、発展がない。隣町を見ると線引きがないからどんどん家が建てて、山の上まで家が建っている。あれだけ乱雑に建つと後が大変だと思うのだが、何か伊予市は発展しないなど。土地の利用規制が厳しいので仕方がないのだろうが、大きな事業所を誘致するのも難しい。それなら徹底して教育に力を入れるとか。伊予市に来れば教育、子育てが十分できるというまちづくりをして、他所から呼び込む。若い子どもがたくさんいる伊予市にしていきたいと思う。

(委員)

おっしゃるとおりである。限られた予算でこれからの伊予市の都市づくりを考えたときに、何か一つ伊予市がこれだというものを作るべきである。クリも良い、双海も良い、何とかも良いというのではなく、私はこれからの子どもに力を入れていただければどんなに良からうかと思う。教育のまち、伊予市のよ

うに。愛媛県はもともと学力が高い県ではあるのだが、その中でも伊予市に家を建ててあそこで子育てすればとか、あそこのエリアは教育が素晴らしくて学力テストはいつもトップだとか、そういう目玉というか、そういうふうに人を育てていけば若い人たちは寄ってくると思う。若い親は自分たちの子どものためなら何でもするし、少々の労はいとわない。それを見ているおじいちゃん、おばあちゃんもまた応援するということにつながっていくと思う。是非とも伊予市として教育に力を入れようという機運というか目標を掲げていただいて、実行していただけるとうれしい。伊予市は保健センターにある子どもセンターなど、ものすごく子どもたちに手厚いいろんなサービスが整っている。そういった部分を考えると、教育にもっと力を入れていただければと思う。

(委員)

都市再生整備計画自体を云々言う場でないのかもしれないのだが、資料の整備方針概略図を見ると、代表的な指標で商店街の歩行者数が年間目標で270人、町家の入り込み客数が301千人となっている。圧倒的に町家プラス駅周辺の方が大事だと資料に書かれている割に、事業は旧商店街に偏っている気がする。その辺りはどのように考えられて整備計画を策定されたのだろうか。そのご意見を少し伺えればと思う。

(都市住宅課)

大きな考え方として、郡中中心拠点地区の整備方針概略図のちょうど真ん中辺りに赤い大きな印をしている。これが建設中の図書館・文化ホールである。そこから海側に向かってまっすぐ赤い道路が伸びているのだが、そこを伝っていくと町なかの商店街へ通じる。商店街を左方向に行けばJR伊予市駅、郡中港駅辺りにたどり着く。そこから市役所の前、国道378号を進めば元のところに戻れる。このように町なかをぐるりと回れるような回遊性を持たせることにより、人の流れを作っていこうというのがある。その中で商店街に点在する地域資源の町家をPRするとか、商店街でイベントを催すことにより、伊予市駅を降りてぐるっと回るとか、そういう動線づくりを第一に考えた計画となっている。魅力のある発信をしながら、1回来るだけではなく、リピーター、継続的に何回も来てみたくなるまちづくりにしていければいいなと考えている。

(委員)

なるほど。回遊性を持たせるのであれば、回遊性から離れた部分まで事業計画が大分入っているのではないかという気がする。その辺はバランスという問題ではなく、どこに重点的に投資していくかという問題ではないかと思うので、検討する際にはその辺をお考えいただきたいと思う。

(委員)

別添資料の様式2（整備方針）の事業実施における特記事項として、「各区域の設定については、適切な区域となるよう住民調整を図りながら」と書かれている。何をもちいて適切と評価されるのか、ポイントをお聞きしたい。

もう一点はお願いというか希望である。別添資料の様式1に「魅力があり、歩行者の多い商業地空間の形成を図る」と書かれている。実際の灘町商店街は決して歩行者が多いとは言えないと思うのだが、その歩行者が行き交う横を車が通っている。車道もそんなに広くないし結構危険な状態だと思う。歩行者の多い商業地空間を目指すには、安全な道路環境の整備が一番である。例えば商店街の区間だけは自動車の制限速度を落とすように設定するとか、カラー舗装により歩行者が歩行するスペースと車道スペースをはっきり区別するとか、そういう事故のない安全な道路環境の整備を進めていただきたい。

(都市住宅課)

「適切な区域」の考え方について。立地適正化計画を策定する際には、都市機能の誘導をする区域と居住を誘導する区域を計画しなければならない。居住誘導区域は主に住むところ、適正に住宅街を形成する区域であり、都市機能誘導区域は商業区域、お店や図書館のように人が集客する区域である。それらの区域が入り混じることのないようにという考え方である。

2点目の商店街の安全な歩行空間については、事業実施している灘町中央線の側溝蓋設置工事というものがある。もともと灘町商店街は通りの両側にU型の水路があり、側溝が付いている。それがグレーチング、鉄の網目になっているので、例えばハイヒールを履いている女性の方は歩けない状態である。その部分をコンクリート舗装にして歩ける空間にしようということである。側溝改良により、歩行空間は50センチ程度広がることになる。第1弾として側溝蓋を設置し、次に速度制限であるとか、大胆な発想をすれば、地域の意向や合意形成も必要であるのだが一方通行にしてしまうとか、そういった検討につながる。まずは側溝蓋をして、歩行空間の安全を図るということで進めている。

(委員)

よろしいか。子どもたちの安全を考えたときに、市役所から郵便局を越えた辺りが上り坂になっているだろう。その信号のところは両サイドとも道が狭い。そこを子どもたちが自転車で走ったり年寄りがカートを押したり、車で通る時に離合がとても危ない。商店街の側溝蓋云々と言われるのだが、ハイヒールで闊歩する人はそんなにいないと思う。蓋をすることで幅50センチの安全面を確保できるのであれば、その場所をもう少しどうにかできないのだろうか。

(都市住宅課)

今指摘のあった郵便局前の歩道、銀杏通りの交差点の部分については、国道378号ということで愛媛県が管理をしている。計画的には郡中港の駅前から伊予農業高校の先の突き当たりまで歩道を整備することとしている。その交差点に1軒家があるのだが、その移転交渉が未だ解決に至っていない。市としてもあの場所はとても危ないと認識している。郵便局の移転も絡んでくるので、事業主体は愛媛県ではあるものの、早期の移転、歩道整備ができるよう、市も協力をしているところである。

(委員長)

はい、ありがとうございます。補助事業であり、事業費それ自体がかなり大きいので、これは目に見えて町が変わるということだろうと思う。先ほど委員ご指摘の回遊性の確保という観点からすると、今は整備の途中だから点在して見えるのだが、完成の暁には回遊性が確保されていると、誰の目にも明らかな施設整備になるのだろうか。

もう1点、委員が最初にお尋ねになったポケットパークという言葉、これは国が補助金を出す際に、例えばこういうメニューでという、メニュー化の要請があるものなのだろうか。

(都市住宅課)

この事業とは分離しているのだが、この事業計画の中で一番大きなものは、図書館・文化ホールの建設事業である。これも都市再生整備計画の事業の一環としてやっている。その図書館・文化ホールが完成すれば、当然そこにある程度の集客がある。その来た人をそこだけが目的ではなく、回遊、町なかに呼び込んでいく、その仕組みづくりというか計画を持ってやっている。全体が完成した暁には、そのような形での集客、代表的な指標それ以上のものが期待できると考えている。

ポケットパーク等のメニュー化や要請というのは特にはない。町なかを活性化させる施設であれば、何かをしなければならぬということはない。

(委員長)

例えば国の方からサンプルは出ていないのか。

(都市住宅課)

ある程度こうった施設、対象施設というのはある。

(委員長)

そうだろう。国の得意わざである。

No. 27 図書館・文化ホール等建設事業（都市住宅課）

事業対象：市民

事業目的：老朽化など問題ある図書館と文化ホールを複合施設として整備することにより、多様な目的で訪れる利用者の幅広い要望にあった活動空間が提供でき、新たな出会い、発見、交流の機会を創設するため実施する

事業内容：図書館・文化ホールとして鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建ての建物、延床面積5,567.24㎡、駐車場として鉄骨造平屋建て、2層屋上も駐車可能なものを建設する

予算・決算：当初予算12,853千円 補正予算863,262千円、前年度からの明許繰越費26,805千円（計902,920千円）、翌年度繰越693,000千円、決算額198,369千円

（都市住宅課）

本事業は平成32年度まで継続事業として実施するものである。新築工事費の年度割額から前払金を支払った残金を全て繰り越している。直接事業費の主な内訳として、元あった福祉文化センターの解体工事請負費59,508千円、新築工事請負費の前払金100,000千円となっている。事業実績では、委託料、工事請負費、その他の経費に分けて支払実績を記載している。箱物の建設であり、実施スケジュールに基づく工程管理を行うことから、成果指標には事業費ベースでの進捗率を掲げている。目標及び実績が入力漏れであり以下のとおりである。

区分年度	27年度	28年度	29年度	目標32年度
目標	3.2%	23.1%	51.3%	100%
実績	2.6%	7.1%		

自己判定において、新築工事請負費の発注がやや遅れていることから、施工業者と連携を図りながら、平成32年2月の全体施設完成を目指し、適正な工事管理を行う必要があると考えている。一次判定においては、本事業が施設建設に伴う平成32年度までの継続事業であるため、事業継続との判断としている。近隣施設や通学路等の安全対策や周辺住民への配慮等に努める必要があるとの認識であるが、平成29年度からは本格的に工事を開始しており、日頃から施工業者に指導し、朝礼等においても随時安全教育を実施してもらっている。

（委員）

特に質問はない。図書館・文化ホールについては、まずどこに新しく造るのかという話し合いに始まり、どういった建物の構図、構成にするか、市民も入ってワークショップも行った。建築に取りかかるまでの期間、市民も一緒にな

っていろいろアイデアを出し合った経緯があって、ついに工事が始まったのだなという感慨深い思いで資料を見させていただいた。

課題に適正な工程監理を行うと書かれている。伊予市とは関係ないのだが、県内では国体に合わせていろいろ道路や新しい建築物が遅れ遅れでできた。完成予定期日が近づくとつれ、ぱたぱたと急に進んでとりあえず間に合ったかな、という工事があちこちで見受けられた。今回の建築工事に関しても、工期を守る一方で、突貫工事とならないよう、安全第一に適正な工期を守って工事が進んでいくよう、担当課には監理をお願いしたいと思う。

(委員)

質問である。説明資料にある概略工程表というのは、発注が遅れた関係で、その遅れた実態を踏まえたものなのだろうか。

(都市住宅課)

お見込みのとおりである。

(委員)

分かった。私も工程管理はすごく大事だと思う。

成果指標の考え方として、既に実績が7.1%と遅れているのに、目標を32年2月のまま突っ走っていかれるというのは本当に大丈夫なのだろうか。監理は当然されていると思うのだが、各工程に遅れが出た場合、その時点でいろんな手立てというか、どこをどうするという、工程の遅れをコントロールする経験やノウハウを持たれた方が市にいらっしゃるのだろうか。

(都市住宅課)

工事は平成32年2月末までと長期にわたっている。当初請負契約をした段階で、業者からこれよりもっと詳細な工程表が出ている。それに基づいて適正な工程期間を取った中で設定がされている。それから工事監理については委託している。設計をした業者が工程監理、施工監理に入っており、伊予市と工事監理業者、施工業者の3者をもって、それぞれの立場を保ちながら行っている。

週に1回は工程会議を開き、進捗状況、問題事項等の協議を行っている。また月に1回は全体の工程について検討協議をしている。したがって、それぞれの段階で遅れが生じた場合には、どういうことで遅れを取り戻すかといった、改善策も常に協議しながら施工監理、工程監理をしている。

今のところ計画どおりに進めている状況である。

(委員)

ご苦労もいろいろとおありだろうが、頑張ってください。

(委員)

昨年度は建設事業として事業評価に上がっていた。その時はまだ契約の段階であり、引き続き本体の工事に入ったということで行政評価に上げられたのだと思う。この建設事業は25年末の当初計画で30億だったものが、28年に実際に見積をすると42億になっている。本日の新聞記事には県の事業評価の記事が出ており、JR松山駅周辺の立体工事では98億円の負担増、八幡浜大洲道路では50億の費用がかかっている。

本事業は、事業計画そのものの遅延や工事手法の見直しなどいろいろ内容があったのだが、今は本体の建設事業に入っているので中身がどうこうという議論の評価はないと思う。もう計画どおり適正に実施していただくだけである。これほどの大きな事業なので、契約時には当然事業監督の専任監理者を置かなければならないと法律でなっている。専任者を置かれていると思うので、きちっと適正に進捗を把握いただいて、恐らく施工者の責任であれば、向こうに費用負担をかぶせる契約にはなっていると思うのだが、きちっと契約上の竣工をしていただき、新たな費用がかからないようにしていただきたいと思う。これはもう希望である。

(委員)

昨年上がっていた事業であり、かなりいろんな思いがある事業だと思うので、着実に進めていってほしいと思いながら見ていた。先ほど委員から質問があった点については、私も進行が随分遅れているなど思ったのだが、その点は適切に会議を設けてやっているということであった。着々と進めてほしいところである。

(委員)

皆さんおっしゃった意見と同じようなことではあるのだが、これだけの大きな事業で、資料を見てもとても立派なものができる。行政側も図書館と文化ホールに力を入れているのが分かる。今後この施設をどのように利用展開していくのかがとてもポイントになると思う。先ほどの説明では、図書館及び文化ホールで集客した人たちが市内を回遊できるようなことを考えられているとのことであった。それならば、まずこの施設を市民がどれだけ利用して自分たちのものにしていくのかというのがとても大切であり、課題だと思う。

もう一点、所属長の課題認識に小学校の通学路に触れられている。これは確かに危ないと思うので、十二分に注意し、安全確保をお願いしたい。

(委員長)

ありがとうございました。懸案の図書館・文化ホールの建設であるので、委

員からもいろいろ期待を込めた要望が出されたと思う。額が額だけに非常に慎重に対応していただいていることが見えてくるのだが、住民説明会等々で何か新たな課題とか観点とか、今まで誰も考えてなかったことが提示されたということはないのか。

(都市住宅課)

この施設建設、ハード部分に関して新たな部分は特にはない。

昨年くらいから並行して教育委員会で行っている管理運営計画、できあがったときにどのような運営をしていくか、どのように市民と関わりながらやっていくかという検討はずっとしている。そちらの方では一部要望も出ていると思うのだが、その辺りの把握はできていない。開館までに何をすべきか、何年前に何をすればいいのか、その辺りの検討の中で新しく出てきた課題については、解決策を探っていくのではないかと思う。

(委員長)

ありがとうございました。図書館スペースというのは、1階の開架閲覧室の部分だけということだろうか。

(都市住宅課)

図書館部分は資料でグレーに塗っている部分となっている。1階の真ん中に書棚があり、右上にサイレントルームといって、静かに本を読みたい人はそちらに入ってもらおう。この図書館の特徴として、左側に子ども図書館と銘打っている。これは子どもが小さい時から本に親しんでいただきたいという思いがあり、こちらを伊予市の売りにしたいと考えている。また2階には学習コーナーがある。ここに本を持ってきて勉強をする、また本の閲覧する、ということも可能である。1階の音が聞こえるところにも椅子等を設置しており、音が気にならない方はそちらで閲覧できる。そのように3種類とか4種類の閲覧の仕方を備えている状況である。

(委員長)

図書館では静かにという発想、それ自体がもはや過去のものとなっている。最近は大学の図書館でも、ラーニング・コモンズとかアクティブ・ラーニングとか、飲み食いができるコーナーがあったりする。信じられないことである。

(都市住宅課)

今度の図書館の中でも飲み食いができる場所として、伊予カフェを設けている。そこでは飲物を飲みながら閲覧できることとしている。

(委員長)

こういうスペースが必要になるからTSUTAYAとかいろんなところが入ってく

る。大阪の梅田辺りに集結している大学のキャンパスはそれが当たり前である。本屋が営業しているのかと思うけれど、看板を見ると大学のキャンパスになっている。

No. 28 住宅管理事業（都市住宅課）

事業対象：市民

事業目的：民間木造住宅の耐震関連事業の補助及び老朽危険空家除去事業の補助を行い、安心して生活ができることを目的とする

事業内容：民間木造住宅耐震診断補助事業、民間木造住宅耐震診断技術者派遣事業、民間木造住宅耐震改修事業（工事）を行う

予算・決算：当初予算16,036千円 決算額7,832千円

（都市住宅課）

目的にある老朽危険空家除去事業の補助は平成29年度から事業の実施を行っており、平成28年度には空家実態調査業務を行っている。直接事業費の内訳としては、委託料が4,372千円（空家対策実態調査業務委託料3,672千円、民間木造住宅耐震診断技術者派遣事業委託料50千円×14件＝700千円）、負担金が3,460千円である。負担金の内訳として民間木造住宅の耐震改修事業補助金が現年分2件（1,140千円）と繰越分1件の合計3件（3,420千円）、民間木造住宅耐震診断補助事業の繰越分1件40千円となっている。

事業活動の実績件数としては、添付資料にあるとおり、民間木造住宅の耐震診断補助事業が1件（平成27年繰越分1件）、木造住宅耐震診断技術者派遣事業が14件（28年度19件、うち5件は29年度繰越）である。木造住宅の耐震改修事業は3件（27年度繰越分1件、28年度3件、うち1件は29年度繰越）である。

昨年度の課題に対する具体的改善策については、実績がなかなか上がらないことを受け、28年度には広報紙及びホームページへの掲載を4月に、また資料に付けているパンフレットの全戸配布（13,400戸）、個別住宅の訪問事業（166件）、地震対策講座（2か所）を実施した。平成28年度からは、新たに耐震診断技術者派遣制度を開始した。個人の費用負担は評価料に対する金額だけであり、3,000円または9,000円プラス消費税の負担となっている。また伊予市木造住宅耐震改修支援事業については、代理受領制度も設けた。今までは申請者が耐震改修にかかった金額を業者に支払った後、補助金を受けていたのだが、代理受領制度の適用により、申請者は補助金額を差し引いた金額を業者に払い、補助金分については市が業者に直接払うこととし、個人負担の軽減を図

ることとした。

成果指標は実績戸数÷予定戸数×100としており、平成28年度は45%であったものの、民間木造住宅耐震診断技術者派遣事業に限って言えば14件÷21件（66.7%）と実績が上がっている。今後の民間木造住宅の耐震改修事業の補助要望につながればと考えている。自己判断にあるとおり、今後も事業の周知に努めて、事業の活用をしていただきたいと考えている。初めに説明した老朽危険空家除去事業の補助を今年度から開始しており、市民の皆さまに安心して生活できることを目的とした事業となるよう努めてまいりたいと考えている。

(委員)

説明いただいて、よく理解できた。木造住宅の耐震支援及び改修支援事業に関しては、紹介いただいたパンフレットもよく目にしているので、十分周知されていると感じる。実績はぼちぼちであるが、適用していろいろ改修なさっている方もいらっしゃるようである。防災の面からも大事なことなので、是非続けていただきたい。

空家については、新たな空家対策に取り組むということである。今は空家が全国的にニュースになったり問題になったりと、記事を見聞することが多いのだが、例えば特定空家を強制執行で壊す、行政がお金を立て替えて、後で持ち主に頂くとということがある。伊予市では一定の要件を満たせば補助があると書いてあるのだが、どのような条件を満たせばよいのか教えていただきたい。

(都市住宅課)

住宅除却に対する補助制度としては、金額面から言えばかかった費用の5分の4以内で80万円が上限である。100万円かかれば80万円の補助であるが、120万円かかっても上限があり、80万円となる。逆に小さな建物を上限内の50万円で除却できる場合があったとしても、50万円の補助ではなく、5分の4以内の金額ということで40万円となる。

次に対象となる建物であるが、住宅の不良度の測定基準というもので点数を付ける。これが危険とされる100点以上となるもの、かつ地震時に道路に倒壊する恐れが高い住宅に対して補助することとしている。地震時に建物が壊れた時に道をふさぐかどうかという点については、例えば道路と建物の境界から住宅が3メートル離れて建っている場合、その位置で3メートルの高さがあるかどうか基準となる。奥まったところにある住宅であって、壊れた時に道路をふさぐ危険性がないということであれば、対象外となっている。これは、市が国・県の補助を受けて予算を組んでいるということもあり、県の要件にもなっている。それに沿う形で伊予市の補助要件を決めて実施している。

(委員)

今国の補助をいただき、市がいろんな要件を策定し、該当する分に関して補助をするという話であった。私事ではあるのだが、昨年他市で1軒壊して大きなお金がかかった。上限80万円であっても結構手厚い感じがするのだが、国の補助をいただくということであれば、上限や要件は違っていたとしても補助は全国的に受けられるということなのか。

(都市住宅課)

市町村がその制度を設けているかどうかということがある。市町村が業者に支払った金額の2分の1以内の金額が国の補助になる仕組みである。市町村がやっていけば補助対象になると思うので、お問合せいただくとよいと思う。

(委員)

もう済んだことである。壊すのにも手厚い政策を国が打ち出しているのだなと感心というかびっくりというか、それでお伺いしたまでである。

(委員)

私の感覚としては、受付戸数が少ない。広報とかいろいろやっているけれど、どうしても数が出てこないということで、なかなかじれったいだろうなどは思う。申込件数10戸とか8戸とか、そういう数で長い間かけてやっていくとは思っているのだが、対象となる木造住宅は伊予市としてどれくらいあるのか。

(都市住宅課)

耐震診断等補助事業の対象となる木造住宅は、基本的に昭和56年5月31日以前に建てられた建物である。その対象数は今手持ちがないので、確認してから答えさせていただきたい。

(委員)

まあまあ正確でなくても、大体の感覚としてどれくらいあるのだろうか。

(委員)

ホームページには昭和54年以前に建設された住宅は3,400戸であると出ている。

(委員)

なるほど。そうすると結構な数の対象があるのに、自分の家はまだ大丈夫だろうとか、そうやってなかなかやらない人が多いのかなと思う。このペースでも結構ゆっくりなペースだと思うので、地震が来ないことを祈るしかないという感じである。一生懸命PRしているのに増えないのは本当にじれったい思いなのだが、良い方法が浮かばなかった。どこに原因があるのだろうかとも私も聞きながら思っていた。

この派遣制度は良いと思うのだが、補助制度にある4万円程度の補助というのが耐震診断だろう。耐震診断はきっと建物によって全然費用が違ってくると思うのだが、4万円でどのくらいカバーできるのだろうか。雑な質問であるが、4万円でかなりカバーできるのなら良いと思う。

(都市住宅課)

この耐震診断事業は平成16年から始めている。今まで一番安くできたのが4万円ちょっとくらいである。高いもので9～10万円近くの物件もあった。この違いについては、結局個人と設計事務所の契約なので、その関係性、よく家に行って現状を知っているから安くできたという話を聞いたこともあるが、一般的には図面があるかどうかである。図面がなければ現地調査をして、図面作成から入らないといけない。その作成で何万円。1人で現地調査ができない場合は、かかる人数によって金額が変わってくることもある。

この補助は、当初は3分の2が限度で2万円という制度で始まったものの、今は4万円までの補助に拡充してきている。最近始めた派遣事業では、伊予市と建築士会が契約して個人の家へ派遣し、個人の方は3,000円もしくは9,000円プラス消費税の支払負担で済むようになっている。建築士会との契約は見積入札の形を取っているのだが、1件当たり5万円の契約となっている。

(委員)

そういう意味では、いろいろ工夫しながらやっていただいているので、もう少し皆さんが利用すればいいかなと思う。特に診断に関してはそれなりにカバーできることもありますよとか、ほぼ負担がなくてできることもありますよといった感じでアピールされるといいのかなと思った。

(委員)

先ほど補助シートのところ、委託料の空家調査を3,600千円ほどでされているという話があったと思う。空家対策特別法に基づく認定家屋というのは、伊予市にどれくらいあるのだろうか。

(都市住宅課)

昨年度調査したのは、空家と思われる件数がおおむね1,500件あり、そちらについて外観目視による調査を行っただけである。この件数を考慮に入れながら、今年度具体的に空家対策計画を策定するよう考えている。特定空家の基準については国の法律で定められている部分もあり、愛媛県の空家対策計画で定めた基準がある。その愛媛県から示されている特定空家の要件をもとに伊予市で特定空家の定義を決めた上で、具体的に件数を洗い出していくという考えで進めている。

(委員)

空家は近所でも危険な部分がある。特定空家に認定すれば固定資産税を上げることができる、当然除去しなければ行政代執行もできる、そういう法律にはなっているのだろうが、認定するには1年間住んでいないことが要件になる。24時間ずっと確認するわけにはいかないの、住んでいると言われると住んでいないことを立証するのは難しい。なかなか大変ではあると思うが、近所には倒れそうな家があって、道をふさぐ恐れのある部分もある。以前私の所有する畑に隣接する空家が倒れて用水路をふさいだという事例もあった。大きな音がしたそうで、たまたま畑に倒れてぐちゃぐちゃになっただけで済んだのだが、もし市中だったらひどいことになるだろうと思う。自己管理は必要だろうが、田舎であってもなかなか管理ができない、誰の所有かも分からないという家が出ている。地震があると大変なことになると思う。壊すといっても2、3百万円は必ずかかる。今後ますます大きな問題になると思うけれど、危険なものは優先的にしていただきたいと思う。

それから診断して耐震補強をすると、補助の上限は80万円ということであり、かなりお金がかかると思う。大きな地震が頻発しているという報道もあるし、中央構造線が近くを通っているというのも伊予市の人は十分に承知している。危険はある程度認識されていると思う。それでも一歩踏み出せないという対象者は高齢者世帯の古い家だと思う。これだけお金をかけて子どもも住まないのに、何百万もお金はかけられない。倒れたときはそれまで、私の代で終わったらいいと、それが本音ではないかと思う。子どもがおって生活する人は新しい家に住むだろうし、たまたま親の古い家を相続した人であれば、やはり危険だからお金をかけることになると思う。そういう方を拾い上げていく以外にないと思う。感想めいたことになるけれど、非常にしんどい終わりのない仕事をされている。根気よくパンフレットを配って、一人ひとりにどうですか、あなたのことですよとやっていかないといけない。大変な苦勞をされると思うけれど、引き続きよろしくお願ひしたい。

(委員)

私も今おっしゃったとおりだと思う。税金を投入する以上、周りに迷惑をかけるかもしれないという部分に公費を入れ、地震が起こったときに少しでも被害が大きくならないようにという主旨だと思う。伊予市の耐震改修促進事業にもかかることだと思うのだが、危険な住宅がどの辺に密集しているかはある程度把握されていると思う。全市に広報だとかチラシだとかするのはなく、もっと古い住宅の密集地を先にやるといった優先順位の付け方があるのではない

かと思う。計画自体は全市対象としてできるので仕方がないとすれば、運用面でそういった地域に働きかけていただく。それこそ先ほどの意見のように、なるだけ若い世帯が住んでいる周辺から働きかけられるのがいいのではないかと思う。

もう一つ、危険空家の件である。法律がそうなっているからしょうがないのかもしれないのだが、危険と認定されたら固定資産税を重くするというのは、なかなかインセンティブ（やる気を起こさせる動機）が働かないと思う。取り壊しても従来どおり住宅が建っているのと同じ税金¹にするというのでなければ誰が取り壊し費用をかけてするのかと思う。それは伊予市に申し上げてもしょうがないことだと思う。空家対策の法律を見たときはびっくりした。

(委員)

家を倒して更地にしたら固定資産税が6倍になるのは、勝手な理論だ。それなら崩れてしまうまで放置するとなってしまう。

(委員長)

売れるようで売れない。

(委員)

私から質問したかったのは、この事業の対象住宅（昭和56年5月31日以前に着工された住宅）が伊予市にはどれくらいあるのかということであった。先ほど数字も分かったので結構である。

(委員長)

3,500とか1,500とかいう数字が出たのだが、松山市は空家と称するものが8,500ある。先ほどの説明にあったとおり、他人のものであり、所有権を設定しているから勝手に入れない。目視でするしか方法はない。先ほど委員がおっしゃったように、全市的にはもちろんのこと、特に特定空家等と言われるものが密集しているところは特定できるだろう。そこを巡回するくらいしかないと思う。私は空家法ができる前から、既に伊予市では危険老朽空家の対策をどうすればいいかというテーマを掲げられていたと記憶しているのだが、特定空家というのは、運用から言うと過去1年間一度もその家に行っていないという基準が確かあっただろう。私の知り合いの生家は100年を越える古民家であり、それが都道府県をまたいで別のところにある。その市役所から特定空家になっていると言われたようだ。たまたまその方が宅地建物取引業の不動産に関する行政法規に通じている人であって、特定空家等対策と区別措置法の法律の中身につ

¹ 建物がある土地は、土地の固定資産税が最大1/6まで優遇される特例がある。解体するだけで固定資産税が最大4.2倍（課税標準額（＝評価額×70%）×6倍）増えることとなる。

いて、ここがおかしい、あそこがおかしいと議論を吹っかけることは可能ではあるけれど、さりとして特定空家と認定されそうになるとやっぱり慌ててしまうということであった。県内でも特定空家として認定をしているのはあまりないと思う。最初に四国中央市が1軒やったと思う。松山市で今2軒目くらいだろうか。箱物はまだ良いのだけれど、周辺の塀が道に倒れてきたら大変だと。ただそれも目視である。写真を撮ってどうこうするしかない。非常にご苦労なことだと思う。都市住宅課でされているのを今初めて知った。今後は機構改革をして、それだけを単独とするセクションが必要になるくらいだと思う。法定相続人を探し出すだけでも大変な作業になると思う。もう頑張ってくださいとしか言いようがない。感想で申し訳ない。

No. 29 ALT派遣事業（学校教育課）

事業対象：外国語指導助手（ALT）

事業目的：市内小中学校における外国語教育の充実を図ることで、児童・生徒との諸外国の相互理解を推進し、本市国際化の推進に貢献する

事業内容：市内小中学校等において、教職員が行う外国語授業・活動・教材作成等の補助を行う

予算・決算：決算額20,596千円

（学校教育課）

直接事業費の内訳については、補助シートにあるとおり賃金18,904千円が主なものとなる。ALTの活動実績について、人数は5人である。各勤務評定記録の合計点数とあるが、これは1人40点満点（5人で200点満点）であり、193点という点数はかなり高いものとなる。一次判定については、英語教育の充実、国際理解教育の推進に大きく貢献しており、今後、小学校の英語授業の拡大もあり、より推進していかなければならないとのことから事業継続と判断している。別添資料にあるとおり、平成32年度から新学習指導要領により外国語活動、外国語科が小学校において必修教科となる。平成31年度までは移行措置として、3、4年生で15時間の外国語活動、5、6年生で50時間の外国語活動となる。32年度からは教科の外国語科としてさらに20時間ずつ増えることとなる。

それから外国語教育の抜本的強化のイメージ図、これは文科省の中央教育審議会が作成したものであり、一番下に小学校中学年という欄がある。年間35単位時間とし、主に学級担任がALT等を一層積極的に活用したT・T（チームティーチング）を中心とした指導を行うとある。また小学校高学年（年間70単位時

間)にも学級担任が専門性を高め指導、併せて専科指導を行う教員を活用、ALT等を一層積極的に活用という内容が示されている。こうしたことを受け、平成32年度から英語科の対応として、ALTを増員、拡大していく必要があると考えている。

(委員)

よろしいか。所属長の課題認識でALTの増員が必要と書かれている。ALT 1人当たり児童・生徒を大体何人担当する、将来的に現在5人のALTを何年後に何人という想定でおられるのか。現時点で構わないので具体的な計画を教えてください。

(学校教育課)

1人のALTが1つの学校に行った場合に、原則複数の学級を持つこととなる。1人当たり児童が何人ということにはならないのだが、今の体制から考えると、最終的に32年度の段階であと3人は必要ではないかと考えている。ただ計算したものではないので、正確な数字とはあまり言えない。

(委員)

成果指標の説明をいただけてないと思う。成果指標が空欄になったままというのはどういうことだろうか。

(学校教育課)

成果指標については特に設けていない。何を成果指標とすればよいか分からなかった。成績も違うし、選びきれなかったというところである。

(委員)

そうなのか。何をどうしたらいいか分からないまま事業が進んでいる状況はいかがなものかという疑問がある。言葉がきついかもしれないが、それで終わりじゃない、何をやるべきか再度検討いただいて評価シートを考えられた方がいいと思う。

もう一つ、このALTの方たちをALTとして採用するという事務作業はどこかがまとまってされた上で、伊予市がその候補の中から来てもらうといった流れになっているのか。担当の方が入出国に必要な事務手続で苦労されていると書かれているのだが、その辺はどうなっているのか。

(学校教育課)

採用の方法については、まず市から出身国や男女、小学校でも対応できるかどうか、小学校に対応してほしいといった要望を出す。その要望をJETプログラムに出すと、JETの事務所が該当する方を選抜して、紹介していただくこととなる。

(委員)

それは文科省の外郭団体になるのだろうか。

分からないなら結構である。後日回答いただければ構わない²。結局何が言いだしたかという、職務がいろいろ変わる市の職員が苦勞するよりも、その団体が入出国をまとめて扱うのであれば、ほかの市町とまとまって交渉し、そういう機能を持ってもらうように働きかければいいのではないかと思った。そうしてくださいという意見ではなく、そうされた方がいいのではないかという感想である。

(委員)

このALTの任期は何年だろうか。

(学校教育課)

1年である。1年ごとの更新で基本的には3年までの契約となる。適性があると判断した場合、最長5年まで延長できる。

(委員)

英語教育の重要性はこれからもますます増してくると思う。単なる日本の教師だけでなく、外国の方の生の生活感覚とかあるいは言葉に触れることによって、児童・生徒も違ってくると思う。今JETプログラムと言われる、そこを通じてくるのだろうかから、変な人が来ることはないと思うのだが、それなりの人物に来ていただかないと、1年で帰れということにもなりかねない。せっかくお金を出しており、平均すると1人370万円、月に31万円を越える給料を払うわけだろう。日本で言えば新卒で入ってきてそんなに給料をくれることはない。確かに相手のことを考えると、1年全く関係のないところに行って、帰ったときの仕事はどうするのかと、リスクを考えてくださいと言われれば、この額では合わないという気にもなるかもしれない。

自己判定に書かれている入出国に必要な事務手続で苦勞というのは、どのような苦勞だろうか。

² JETプログラム (The Japan Exchange and Teaching Programme = 語学指導等を行う外国青年招致事業) は、昭和62年度から地方公共団体を事業主体とし、文部科学省、総務省、外務省及び(財)自治体国際化協会の協力のもとに推進している。各役割は以下のとおり。

文部科学省：外国語指導助手に対する研修、指導、カウンセリング

総務省：都道府県又は指定都市が提出する参加者の配置活用計画を取りまとめ、国別招致計画を策定する。また本事業に係る報酬、旅費等の必要な経費について、地方交付税の基準財政需要額に所要の算入措置を講ずる。

外務省：参加者の国別招致計画に基づいて、外国での募集・選考を在外公館を通じて行う。

財団法人自治体国際化協会 (CLAIR)：選考された参加者の地方公共団体への斡旋・配置、赴任時の渡航調整、指導・助言、その他JETプログラムの実施に必要な業務を行っている。

(学校教育課)

まず、入国時には住む場所の手配が一番大きなポイントになろうと思う。出国に関しては、出国旅費を市が負担することになるため、通常はアメリカとかオーストラリアとかが多いのだが、それ以外のヨーロッパ圏になると、多額の旅費が発生するという点である。

(委員)

日本には外国人労働者の規制があるだろう。知的労働以外の単純労働は、実務研修という名の労働をさせている。日本の若い人の労働力がないので、目をつぶったような形でどんどん延ばしているけれど、JETプログラムで来るALTの方には、そういう障がいはないのか。

(学校教育課)

研修については随時行っている。就任する前の研修もあり、就任後も定期的に研修がある。来る方も全く日本語ができないということはない。過去に留学経験があるといった方がほとんどである。

(委員)

過去の伊予市広報でALTの先生が書かれたものを読ませていただくと、日本に来ていろいろ苦勞されながら、日本の教育のために尽力していただいていることがよく分かる。引き続きこの事業については継続していただきたらと思う。

(委員)

文科省が考えることなのではないかと思いがちだが、この英語プログラムを通し、高校でこんなことができればそれはすごいことだけれど、こういうことは少ししかできない。本当に大変なことをしようとしているのだが、このALTが行う外国語活動というのは何なのか。学年によって違うのだろうか、大体どのようなことをされるのか。

(学校教育課)

特に授業という形は取っていない。触れ合いであったりゲームであったり。遊びの中でコミュニケーション、話したり聞いたり活動の中心となる。

(委員)

触れ合いを授業にしてしまうのは無謀だと思う。話は外れるのだが、外国どうこうというより、個人によって積極性のあるなしという違いがある。積極性がある子は、そういう境遇を与えるとどんどんやっていくけれど、控えめな子にはいくらALTが手を差し伸べてもなかなかきついだろうなというイメージがある。英語だけの話ではないのだが、一生懸命英語能力、英語能力みたいになっってしまうのはどうだろうか。これは文科省に対する文句でもある。

ALTに関しては、こういう科目でやるとなれば、人を増やさないといけない。それも国が予算を付けてくれないというのはすごく気の毒な感じがする。市の負担でやりなさいということについては、国に対してもっと要望された方がいいのではないか。市が子どもに手厚くやること自体はいいのだが、文科省が手厚くやりたいのであれば、こんな予算では無理だと、全国の自治体が文科省にぶつけた方がいいと思う。これは私の意見である。

(委員)

私のお伺いしたかった話は皆さんが聞いていただいたので、特にはない。ただ英語、英語と言うけれど、本当は日本語、母国語をきちっとするのが大事だと思う。英語をにわか勉強しても、話す内容がなければ英語なんておかしいだろうと思ってしまう。

(委員長)

基本的には最後の意見に大賛成である。小学校の英語にかける時間が増えるため、現状では足りないということで最低3人は欲しいということだと思うのだが、今までのALT制度では限界があるという意見もあった。日常的な会話がスムーズにできるといっても、日常的な会話をするためには中身がないとどうしようもない。そういうことも踏まえて、横並びの5人とか8人ではなく、ALTの中でも指導的なポジションに位置付けられる方とか、あるいは別の雇用形態を模索するとか、少し違った雇用を考えてもいいだろうと思う。どこに言っていけばということではないけれど、現状の制度の枠組みはそれ自体が不十分だと何か折りに触れて伝えないといけないのではないかと思う。感想の域は出ないけれど。今は中山と双海が増えて5人ということだろうか。

(学校教育課)

お見込みのとおりである。

No. 30 人権同和教育事業（社会教育課）

事業対象：市民

事業目的：市民の人権意識の高揚を図り、人権を尊重する、誰もが平等な社会づくりを目指すため、市民一人ひとりが人権感覚を高め、人権を尊重するための人権同和教育や啓発活動を展開する

予算・決算：当初予算2,574千円 補正予算476千円 決算額1,985千円

(社会教育課)

この事業に類似的な関連のある人権団体育成事業は、愛媛県人権教育協議会伊予市支部に対する活動補助金を支出する事業である。本市の人権に関する事

業はこの2事業によって実施している。

事務事業補助シートの直接事業費は以下のとおり修正いただきたい。

直接事業費	1,985	(単位：千円)	
節	細節	事業費	摘要
報償費		103	講師謝礼(オピニオンリーダー養成講座、講演会)
需用費	印刷製本費	1,187	人権教育No.23、24ほか
	修繕費	490	尾崎浜集会所修繕工事代金
上記以外の事業費合計		205	

印刷製本費の内訳としては、①年2回発行の人権教育(No.23、24)285,120円、②人権啓発の作品集129,600円、③人権啓発カレンダー318,600円、④人権同和教育啓発資料「ふれあい」343,600円である。

昨年度の事業実績については、市内各地区(80か所)において地区別人権同和教育懇談会、伊予小学校において伊予市人権同和教育研究会を行っている。また将来の人権教育の市内の意見指導者、世論形成者を育成するためのオピニオンリーダーの養成講座を連続講座で5回開催している。

成果指標は、啓発資料の資料配布数を掲げており、14,500部程度の成果である。これは市内各家庭への配布実績であり、継続が大切であることから、今後も資料内容の質の向上を図りながら取り組みたいと考えている。

自己判定については、各地区において開催する地区別人権同和教育懇談会が過去2年間、同和問題に絞った内容とした。小中学校の子どもたちには理解できる人権課題のテーマではなかったため、若干参加者数は減少している。このことを踏まえ、今後は身近に起きている携帯電話の普及に伴う人権の課題や障がい者、高齢者への対応も学習に取り入れていきたいと思う。一次判定の方向性としては、国民的課題である同和問題をはじめとする人権問題の解消は行政の責務であることから事業継続としている。

昨年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されており、その具現性、実際の活動を進めていく方向としている。

(委員)

これはとても大事な内容である。同和教育に関して資料を見ただけでも、学校現場や地域でたくさんの時間を割いている。会に行くまでに先生はいろいろ勉強なさっているし、それを毎年毎年やっている。今年度は同和問題に焦点を絞った内容でやっているということで、私も地域の集会所で、先生たちからい

ろいろ話を聞いたりビデオを見たりはするのだけれど、本来聞いていただきたい世代は全く参加しない。人権問題の解消は行政の責務だから、いろいろやろうとはなっているのだけれど、私は道德教育の方が大事かなと個人的に思う。

私ももう20数年前に生涯教育の発表で意見発表をさせていただいたことがある。そのときにいろんなアンケートを取るとかいろいろやり方はあったのだが、私は自分の身の回りのことを例に挙げてお話させていただいた。この同和問題に限らず、人に対する心遣いとか思いやりとか、そういうものが育っていけばおのずとこの同和問題、要するに人権問題につながってくると思う。個人的には幼いときから動植物に対する接し方とか弱い者に対する接し方とか、そういう道德教育の方が合っている気がする。こういう運動をして、なおかつ同和問題が解決できない。これは多分ずっと解決できないとは思っているのだけれど、こういう努力をなさることはとても大事なことだと思う。

(委員)

いくつか質問がある。まず配布物に人権啓発カレンダーというものがある。これはどういったものだろうか。カレンダーではあると思うのだが。

(社会教育課)

お見込みのとおりカレンダーである。今小学生には人権意識を高めるためにいろんなポスターを書ってもらったり作文を書ってもらったり、そして標語を書ってもらったりという形で募集している。学校からそういう作品が出てきて、こちらで入選作品を決めていく。その子どもたちの標語をカレンダーの中に盛り込んでいく。それを各家庭に配り、貼ってもらうことにより、人権の意識を高めてもらう、また年間を通しての人権関係の行事日程等も書いているので、それに合わせた活動の補助にもなると考えている。

(委員)

子どもたちが作ったものがカレンダーになる。だけどいざ集会になると誰も来ないという感じである。がらがらを防げる方法が出てくればいいなと思う。何か足りないのだろう、私もどうしたらいいか妙案はないのだけれど。

あとオピニオンリーダーというのは養成講座で、総会の資料を見るとこういうことをやっているのは分かるのだが、このオピニオンリーダーがもし出てきた場合、具体的にはどういうことをされるのか。

(社会教育課)

オピニオンリーダーに参加してもらおうとか、この時期にこうしてくれということとは特にはない。養成講座には市内一般の方、公民館の方とか募集をして、年間約80人が受講をしている。5月中旬から6月中旬にかけ、5回連続で来て

もらう。夜の6時半から8時過ぎまで、女性の問題や同和問題、障がい者問題など、いろんなテーマを設けて対応する。このオピニオンリーダーに期待することは、何か問題が起きたときに、正しい意見はこうだと自信を持って言える、そういう世論形成者、意見指導者として正しいことを正しいこととして言える、ちゃんと知識を持った方を教育し、知識を持ってもらうのが目的である。

(委員)

意図は分かった。ただこれを受講したから、私は自信を持ってこう思いますというところまでいくのは、なかなか大変なことだと思う。ただせっかくいろんな分野の話聞いて、それらの知識を正確に蓄積しているので、正しい意見はこうだというのはプレッシャーが強いかもしれないけれど、近所とか友達とかに対して、いろいろ発信できるような仕掛け、小規模だけどいっぱい点在する、その人たちがまた発信源になってやるといった仕掛けを作るといいのではないかなと思った。受講だけしておしまい、そこから先のフォローが特にないので、多分それで終わっている。講座としてはいいのだが、広がり築いてない。何かそういう、せっかく受けたのなら、もう少し活躍できる場を作ってあげればいいかなとは思った。

あと、根源的なものであるが、これは「人権教育」という名前ではやっぱりまずいのか。「人権同和」とどうしても同和が付いている。実際取り上げている問題を見ると、ここ2年間は部落差別の法律ができたということで部落差別に関することをしているけれど、同和に限らずさまざまな人権問題も同じように起こっている。昔からの流れで同和というのが中心に座っているのだろうが、人権教育ということにはできないものだろうか。

(社会教育課)

法務省が課題として挙げている人権に関する課題が17項目ある。同和問題から高齢者の問題、ハンセン病の問題など、いろんな形で17項目挙げて、その解消に努めていくというのが考え方である。人権同和教育についていろいろなお意見があることは承知しているし、内容についての的確に対応できているかといえば、対応は非常に難しいところもある。今おっしゃった人権という名称と同和という名称であるが、いろんな団体がある。中には人権教育協議会という団体もあり、熱心にそれを推進している団体もある。その中でなぜ同和の問題に関してもう一度掘り下げて皆さんの注目を集め、そして解消に向けていくかということについては、全国人権同和教育研究大会とか四国人権同和教育研究大会に出てみると、なるほどと理解できるところもある。同和の名称について

は、今までずっと同和問題に対して取り組んできた。しかしいつまで経ってもそういう対象地域の形がなくなる。そのために改めてというのが、言い方にはなるけれど、昨年12月にできた法律である。今まではいろいろな事業に対して補助金を出す事業があったけれど、それは終了している。今回できたのは理念法である。今後部落差別解消に向けて取り組む姿勢、なぜこういう形で残っているのか、もう一度研究・調査をし、いろんなアンケートをし、もう一度取り組もうとして始まったものである。具体的には、人権教育協議会の講師の先生を呼んで、皆さんに知ってもらう。この問題について見識のある方に説明していただく機会を持つということである。

(委員)

本当にいろんな取組をされている。行政が提供する取組、それは重要ではあるのだけれど、長い間のそういう蓄積があるので、住民発で住民に広げていくという、そういうもっと細かな取組を支えることをした方が、もっと広がりが出るだろうと思った。以上、私の意見のまとめである。

(委員)

この人権同和教育、昭和の時代には生活環境から措置法が入って、そこから水平社の問題も出てきているのだから、やはり行政としては旗を降ろすわけにはいかないということだと思う。ただ今の方々は人権を幅広く捉えているし、障がい者から高齢者からいろんな方の問題をひっくるめて、いじめもひっくるめて差別をなくそうというのが現状だと思う。私が職場に入った頃を考えると、パワハラ、セクハラ、マタハラ当たり前という状況だった。小学校の先生にはぼこぼこ殴られる、チョークは飛んでくる、家に帰ってそんなことを言えば親にも叱られると、そういう社会だったのだけれど、退職する頃にはそういういったものが徹底的に規制されている。社会全体としては差別というか、基本的人権の尊重がここ数十年で出ていると思うのだが、同和問題については、やはり行政は旗を降ろすわけにはいかない。私もかつては、差別問題に関して徹底的に研修を受けた。確かに根の深い問題だと思うし、行政として取り組まざるを得ない問題だと思うので、毎年やっていかざるを得ないと思う。

もう一つ、人権の話に戻るのだが、今は学校でモンスターペアレンツとかいろんな問題が起こっている。我々から見ると若い世代のお父さん、お母さんは何を考えているのだろうと思うこともいっぱい出てくる。自己判定の事業成果のところ親子でそういうことを学ぶことを止めて、参加者が少なくなったとあるのだが、やはり親子で学べる、そして子どもが来る若い親にもこういう感覚を少し持ってほしいと思う。事業展開を考えられるとき、親子参加について

も一つ考えていただきたいと思う。

(委員)

1つ質問というか成果指標の考え方についてである。例えば人権侵害発生の認知件数であるとか、そういう進め方で成果指標を取るとするのは無理なものだろうか。

(社会教育課)

人権に対する事業推進にはいろんなことがある。人権教育であったり人権対策であったり、当然学校教育においても人権の同和教育主任という、それぞれの学校で専門的に学習をして理解を深められた人もいる。その人たちと協力し、情報共有しながら、子どもたちをどうしていくか、PTAをどうしていくか、そういう取組をしている。また人権擁護委員や民生委員、いろんな方がいる。我々は教育機関であるので、そこの調整をするとか、話し合いに直接入っていくということはない。分野ごとに住み分けもある。社会教育課の中でも窓口が多いので、我々のところには年に数回こういう人が訪ねてきて話をされる、その分についてはこういうところへご相談くださいという話もさせていただくということである。

(委員)

役割分担がいろいろあるのは分かったのだが、政策目標からすると、人権問題で悲しい思いをする人がなくなっていくのが目的だと思う。どこかでそういう、例えば法務省のホームページには、人権侵害というか同和問題での件数があって、でこぼこはあるものの変わってないといった資料が出ている。そこを減らしていくというのが、究極の目的ではないかなと思う。政策の整合性でどこかトータルそういう責任問題とかいろいろあるかもしれないけれど、その直接的な成果というところを今後協議されるといいのではないかという意見で終わらせていただく。

(委員)

私も今の意見と同じく成果指標の考え方のところである。どれだけの市民に啓発できたかということで、全戸配布数とか研修等の配布数ということで、資料を何枚配布したかというもの、言い方が乱暴かもしれないが、一方通行の印象を受けた。例えば市民に配布したことによって、どういう反応があったとか。先ほど人権啓発カレンダーの内容に、市民に人権標語を公募して、それを載せているという話があったのだが、その標語募集についてどれくらい応募の数が年々増えているのかとか、そういう市民が昨年度よりもこの人権同和問題について、こういう標語も作ってみようという関心が高まっているとか、そう

いう配布に対する市民の反応が成果指標につながるのではないかという感想である。

あと、2年間に限っては同和問題に絞って地区別懇談会を行ったというふうに書かれていた。私も毎年ではないが、可能な限り地区で行われている人権同和懇談会に参加させてもらっている。私は小学生の頃からずっと学校の教育現場で主に部落差別を人権同和問題だと感じながら大人になったのだが、ここ数年懇談会で見せていただいたビデオの内容は、部落差別だけではなく、例えば福島の事故後の放射能差別であったりとか外国人労働者やその家族に対する人種差別であったりとかである。そういうものを取り上げた内容のビデオを見せてもらおうと、これも人権同和問題なのか、部落差別だけではないのだなと逆に気付いて、いろんなことを考えさせていただいた。先ほどの説明で人権教育には17項目あるということを知って、そんなにあるのか、もっと勉強しないといけないと思った。地域の懇談会でそういうものにも取り組んで、継続していただきたいと思う。

(委員長)

ありがとうございました。昨年度の課題に対する具体的な改善策のところは、前例踏襲の研修等にとどまらず、目線を変えた新たな取組を検討すると記入されているのだが、これは具体的に何をどういうふうに変えられたのか。

(社会教育課)

具体的に数を増やすということではなく、興味のある内容に変えるということである。いろんな研修会で必ずアンケート調査をしてもらっており、記入した人がどう感じたか、ためになったのはどういうことか、全部書いて出してもらおう。我々も出てきた参加者の分は全部読む。また社会教育指導員が2人おり、全員が読む。その中で、内容的にはこうした方がいいのかなということがあれば、そういう講師を呼ぶという形になる。回数をどんどん増やすという形は、今は取っていない。

(委員長)

要は同和教育なので、教育の観点からどういう切り口で充実させていくかということである。前例踏襲型というのが目についたのだが、我々の職場でも年に1回、12月の頭にどこかで聞いたような話の研修がある。

小中高とやりながら、いわゆる専門家もいるのだが、その専門家のノウハウそれ自体が、実は前例踏襲型ではないのかなと思えてしょうがない部分がある。特に同和教育主事を置けとか、同和教育連絡協議会を作れとか、その辺り非常に悩ましいところがあると思う。

同和対策措置法から地域改善対策措置法になって、それと並存して部落差別解消推進法が現存するという事だろうか。

(社会教育課)

そうではない。過去にはいわゆる生活を改善するための補助金を入れたり、公共事業をしたりという時代があったのだが、それは全部終了している。ただ同和の差別地域がやはり残っていることもあり、それを解消するためにもう一回立ち上がろうというのが、昨年の12月にできた法律である。

(委員長)

それはそうだろう。それまでの法律は同対にしても地域改善にしても確か時限立法である。民進党の前身の前身、かつての社会党が同和問題は消えないから、同和対策基本法を作るべきだという動きがあった時代もあった。そういうお金をどうこうという次元のものではなく、地域を解消するためにというものなのだな。全部努力義務規定であるけれど。

(社会教育課)

そういう意味合いは強いと思う。

(委員長)

分かった。私はむしろ前例踏襲型でないというのであれば、法律がこのように変わりましたと、その解説だけでも大きな意味があるのだと思う。今まで言えばもらえたかもしれないけれども、今後はそういうことにならないと。法的な枠組みがこのように変わったということを倦まず弛まずアナウンスするのは、これからの課題ではないかと思う。

(社会教育課)

昨年12月なので、できて間もない法律である。今おっしゃられたことについては、今後新たな法律の内容を市民に知らせていく。職員の研修会もまだ開いていないので、まずそういうところから正確な知識を教えていく、学んでいく。それが今求められているし、そのように考えている。

(委員長)

ぜひ前向きにお願いします。

No. 31 図書館運営事業（社会教育課）

事業目的：図書館運営をする中で、健全な発達を図り、もって教育と文化の発展に寄与する

事業内容：資料を収集して読書環境を整備し、貸し借りを行ったり、利用客の質問・課題に対して対応したりする。また関係機関と協力し、自動

車文庫の巡回やお話会、展示会などを催し、読書活動を推進する

予算・決算：当初予算26,291千円 決算額24,139千円

(社会教育課)

補助事業の直接事業費を24,139千円と修正願いたい。内訳としては、図書購入費5,574千円が大きな経費となっている。昨年度人員不足、スタッフ不足が大きな課題であったが、市民の皆さん、読書ボランティアの方々にさらなる呼びかけを行い、平成28年度は延べ72人の方の協力を得ている。また嘱託ではあるものの常勤の館長が配属されたことにより、業務の負担軽減が図られた。事業実績については、年間貸出人数が20,654人である。別添の資料に推移を付けている。25年、26年と減少気味であったものの、27年度からは増加に転じ、28年度は1,263人増と大幅な増加になっている。

成果指標は人口に対する貸出人数としており、目標数値は達成している。過疎、少子・高齢化ということで、人口減少にも関わらず増加となっている。自己判定について。新しい図書館・文化ホールの建設に伴い、昨年9月から駐車場が使えなくなった。そのことにより大きな減少につながると考えていたのだが、結果増加になった。工夫した点については、来館者が快適に図書館を利用いただけるよう、壁面展示を工夫したり、図書の企画展示をしたりといった工夫を行った。また、大きな増加要因と考えているのが、毎月月末を月末整理日とし、曜日に関係なく休日とさせていただいていたのだが、土日にはお客さんがたくさんいらっしゃることから、土日に月末整理がかぶった場合には、土日を閉館として、平日を月末整理日に変更した。結果、大幅な利用人数の増加につながったと考えている。これは司書をはじめとするカウンター職員のアイデアであり、カウンター職員の頑張りがそういった増加につながっていると考えている。

また図書館内だけでなく、ウェルピア伊予と連携したお話会を毎月行ったりだとか、双海の読み語り隊（ボランティア）の方々と連携しイベントを行ったりとか、外部組織と連携した事業を行い、新たな層の利用者獲得に成功した。特にその増減割合を分析してみると、ゼロ歳から12歳までの子どもが75%強ということで、子どもの増加が突出している。苦労した点・課題については、利用人数の大幅な増加にはつながっているものの、統計を取ると近隣の方がほとんどである。駐車場を利用しない方々が約6割であり、中山・双海を含む伊予市全域の利用にはつながっていない。非常に少ない状況となっているので、そういった点を埋めていくよう改善していかないといけないと思う。駐車場が極端にないということは物理的に回避できないものの、できれば各地域に呼びか

けて、図書館に赴かなくてもサービスが利用できる仕組みを模索したいと考えている。現在双海地域事務所の図書室を交流拠点として、先ほどの双海のボランティアの方と地域おこし協力隊、また公民館主事と話を進めており、そういった方々と連携した双海図書プロジェクトというものを進めている。所属長の一次判定では事業継続との判断をしている。図書館は本の貸し借り業務だけでなく、人材育成や課題解決といった人づくり、地域づくりの重要な役割を担う施設であるためという認識をしているためである。また、先ほど懸念していた施設建設中による駐車場の不備に関して、その間図書館離れとならないよう、さまざまな工夫を凝らすことにより、新施設への期待が膨らむ催しを展開していかなければならないという課題が上がっていることから、昨年度の事業を継続しつつも、新施設に向けての変化、進化を念頭に事業に取り組んでいきたいと考えている。

工事についても今年5月から大規模な工事になっているので、実質5月～7月は昨年比べて減少となっているけれど、8月は増えている。この主たる要因としては、小学生の年齢層の利用が増えていることから、夏休みの課題云々に対してそういう利用をしていると言えるのかなと思う。それだけ子どもも来易くなったのかなという、そういう感覚がある。

(委員)

私も実のところ、これまで図書館をよく利用していたのだが、回覧板か何かで図書館の建替え工事が始まるのに伴い、これまで利用していた道路も通れないし、入り口も1つ使えない、駐車場の代替地も少し遠くなったのを見て、図書館から少し遠のいていた。私だけでなく全体的に利用者が減っているものばかり思っていたのだが、今の話を聞いて、子どもたちはかえって利用が増えているというのを聞いて驚いたのと同時に、次の新しい図書館への期待がこの辺でもつながっているのだなと感じた。利用者が減ることを想定していろんな工夫をされているとか、職員の努力がその陰にあったということとか、行きにくくなったから新しい図書館ができるまではいいかなと思っていた自分をとて反省した。今後今ある本の引越したとか、新しく完成してからの補充とか、図書館業務に関わる方たちはすごく大変だと思うけれど、よろしく願いしたいという気持ちである。

(委員)

いろんな計画をされて、特に次世代を担う子どもさん方の利用が進んでいるということで、すばらしい取組をなさっているという評価をさせていただいている。利用者の推移ということで、参考資料を用意いただいているのだが、こ

の中で3月の開館日数がほかの月と大分違うというか、少なくしているのは何か要因があるのだろうか。

(社会教育課)

先ほど月末整理という、毎月1日はお休みをいただいて、紛失したものであったり返っていない本とか、そういった整理をさせていただくのだが、1年に1度、10日ほどまとまった期間をいただいて、その10日のお休みの中で、本の配置換えをしたり、先ほどの本の整理をさせていただいたりしている。10日まではいかないものの、通常に比べ日数が少ないということになっている。

(委員)

どうコメントしていいのかわからないのだが、利用者平均は3月も変わらないので、開館日数が増えれば3月の利用者も増えるだろうなという感想を持った。あと図書については、公費で買っている大事なものではあるのだけれど、ある程度なくなるのもしょうがない状況で運営しているところもあるのかなと、これは単なる感想である。

(社会教育課)

よろしいか。延滞をされている方のほとんど(80~90%)は、忘れていたという方である。紛失に関しては10冊にも満たないくらいであり、破損や汚された方も弁済という形で理解していただいた中で返していただいている。図書館における紛失はその程度となっている。

(委員)

そうだとすると、余計に10日間休まれる必要はないのではないかという気がする。

(社会教育課)

大規模な本の配置換え等がある。少ない人員で12月くらいから予備的にはずっとやらせていただいている。そういうことで、紛失云々というより本の整理、配置換え、あと除籍する本であるとか、そういった整理になる。

(委員)

なるほど。

(委員)

図書館運営について、本当にいろんな対策を考えておられるなと思った。どうしても今はインターネット社会なので、本や新聞離れが叫ばれているのだが、利用率で言えば人口の半分、市民の半分が利用しているわけではないだろうが、件数的に行くと半分程度が年間利用しているということで、非常にいろんな取組をされているということが伺える。課題に上がっているように、双

海、中山地区、行政だからサービスは均等に、要望があるところにはやはり届けてあげることが必要だと思うので、今後そういったニーズがあるのであれば、対応していただかざるを得ないかなと思う。

あと、マイナンバーカードがあって、広くいろんなところで使用しなさい、図書館の利用証としても利用できますという時代である。マイナンバーカードで管理をすれば、入出館だけでなく、それ以上の管理コスト、あるいはデータ取るにしても、この世代はこういう本を読んでいるといった分析もできるので、できればマイナンバーカードを利用されたらいかがかなと思う。

(社会教育課)

マイナンバーカードについては、図書館にも話は上がってきている。ただマイナンバーカードに迫っていく運営方法をしないといけないし、県下のいろんな図書館との足並みを揃えないといけない。システムは何とか対応できると思うのだが、今おっしゃるように、そこを視野において、県下の図書館と相談しながら進めていきたいと考えている。

(委員)

伊予市の図書館は真ん中に1個しかないということか。特に指定管理者にすることもなく、市がやっているというのは、それは一つの判断であり、いろいろ工夫もされているので、特に必要がなければそれはそれでいいことだと思う。実際いろいろ工夫しているという様子が分かり、よく取り組まれているなと思った。特にボランティアの人が一緒に入ってくるとか、カウンターの人の意見を採用するとか、大体活発なところというのは、そういう職員やメインじゃない人が一生懸命やっている方が、図書館自体は機能するところがあるので、よくできているなと話を聞いていて思った。

あと小学生の利用者が増えているということで、駐車場にあまり関係ない小学生がいっぱい来てくれていると。それはとても良いことであるが、例えば学校の図書室でも良いとは思っているのだが、小学生が図書館に来て何をしているのか、借りた本はデータで見れば分かるのだろうが、どんなことをして過ごしているのかを学校を通じて聞いておくと、次に小学生を呼ぶための方法が考えられると思う。学校と連携しながら声を集めたら良いかなと思った。

(委員)

丁寧な説明でいろんなことがよく分かった。行政側の皆さんがいろいろ工夫されているのもよく分かった。先ほど図書館・文化ホールの建設事業のところでも触れたのだが、資料を見てみると本当に立派なものができるので、ボランティアの方の力を借りながら、子どもたちを集客するいろんな企画、本にとど

まらず講演会とか音楽会とか、そういう伊予市の文化レベルを上げるよう努力をなさっていただきたい。我々も応援したいと思う。感想で申し訳ない。

(委員長)

私も別に意見はないのだが、読書ボランティアの募集とか、あるいはその登録というか採用というか、具体的にはどういう手続をされるのか。

(社会教育課)

まず図書館でチラシを配布する。あとは図書館便りというもの、こちらは各世帯というより各施設に置かせてもらっているの、そこまでの周知はできていないのだが、ボランティア登録をされる方というのは、図書館の利用者が一番多い。図書館が好きだから、自分も何か図書館でやってみたいということで登録いただいている。新しい施設になったときに参加してみたいとか。あと大学生の方で司書業務の資格は持っているのだけれど、なかなか実務というか実習の場所がないということだったので、我々もボランティアは助かるし、向こうも実践、自己研さんの場所で助かるという、そういった連携ができないかなと思っている。知り合いの方から大学には声がけしたいなと思う。

(委員長)

開館の日時、土日とか普通に開館はするのか。

(社会教育課)

平日の火曜日から金曜日までは9時から18時までであるが、土曜日、日曜日は9時から17時まで開館している。土曜日が一番利用客の方が多い。

(委員長)

ありがとうございました。いや、もう何も言うことはない。頑張っていたいただきたいと思う。新しい施設になると本の傷みが一番気になるかもしれない。

No. 32 社会体育事業運営事業（社会教育課）

事業対象：市民及び体育協会

事業目的：社会体育事業を通じて市民がスポーツに親しみ、体力の維持・向上と地域の連携を図る

事業内容：全国大会出場者の支援、スポーツ教室や大会の開催、ビーチバレーボールの普及促進を行う。

予算・決算：当初予算6,875千円 補正予算2,401千円 決算額8,233千円

(社会教育課)

事業は独立した事業であるが、事業の性格から、体育協会やスポーツ少年団活動などに補助金を交付している社会体育団体育成事業、これと類似ではない

が、多少関係性があるとは思う。直接事業費の内訳については、ビーチバレージャパン女子ジュニア選手権大会（通称マドンナカップ）の開催地負担金として3,000千円、その開催場所である五色姫海浜公園のビーチバレーコートの整地工事に1,253千円を要している。またビーチバレー普及のための負担金補助金として、5月から9月まで毎月開催しているHIMEカップの運営をしているビーチバレー普及委員会、これは伊予市内の任意団体であるが、こちらに開催補助金として300千円を支出している。事業実績については、全国大会出場激励費が3団体と個人71人である。またビーチバレーの負担金補助金は先の2団体へ支出している。市主催のテニス教室も開催しており、10回ずつの4教室、こちらに42人の受講者があった。成果指標には全国大会への出場者、出場チームの増加を掲げている。少年期からスポーツに親しみ、底辺の拡大につながるものとしている。結果は前年度より大きく減少をしているものの、今年度はえひめ国体もあることから、目標達成に期待をしている。自己判定については、市民にスポーツへの関心を高めてもらうため、激励費について広報紙への掲載を増やし制度の普及を図っている。また所属長の一次判定にはついては、事業の方向性を継続としている。第2次伊予市総合計画でもビーチバレーの普及を主要事業の一つとして掲げているので、ビーチバレーの聖地を自負するためにも、正規規格のコート整備も進めていきたいと思う。

(委員)

感想になるのだけど、伊予市で柔道も盛んでオリンピック選手も出ている。ボートでも何回もオリンピックに出られた方もいる。伊予市広報で中学生をはじめ、全国大会とかいろんな試合で良い成績を出された方は市長と一緒に写真を撮って掲載されている。私も楽しみに見させてもらっている。そういう意味で伊予市は市民がスポーツに携わっているというか、関わるというか、裾野は広がっていると思う。財政難でなかなか大変だとは思うけれど、できる限りそのようなフォローというか応援を続けていただければうれしいと思う。

(委員)

全国大会出場でいろいろ出しているのだが、これは少年とか、こういった人たちの全国大会出場なのだろう。

(社会教育課)

少年から青年まで全てである。ただ中学校に関しては、市内の中学校から全国大会への出場費が出る場合がある。その時は二重になってしまうので、出していない。また全国大会というのも、日本体育協会が主催するもの、またそれに関係する団体が主催をする全国大会ということで、それに加盟していない団

体もある。例えば空手などで、個別の流派の全国大会があっても、体育協会に加盟していないということで激励費は出していない。

(委員)

団体の関係がよく分からないのだが、全国大会もいろんな規模があるから、なかなか一律に大変だとか簡単だとか、きっと選考基準があつてそうになっていると思う。ただできるだけ市民に対する振興ということであれば、基準は必要だと思うけれど、幅広くカバーしていく方が良いのかなという印象を受けた。あときちんと調査はされていると思うのだが、冒頭の説明にあつた体育協会から補助金が出ている場合はあるのだろうか。そういう重複がないよう何か整える仕組みはあるのだろうか。

(社会教育課)

激励費自体は市からのみである。冒頭の体育協会は市から活動費の補助をしており、体育協会自体が全国大会どうのこうので補助金を出すことはない。

(委員)

体育協会に出すのはこの事業とは違うわけだろう。ここで質問しても仕方ないのかもしれない。とりあえず制度が違っていて重ならないようになっているということは理解できた。あとビーチバレーに関して。私はあまりよく分からないのだが、ビーチバレーと言えば伊予市という感じにはなっているのだろうか。その辺はどうか。

(社会教育課)

手前みそであるが、そういう自負はしている。先ほどの高校生の大会、女子ジュニアは今年で21回目を迎えており、第1回と第2回は松山市の堀之内で行ったが、それ以降は伊予市で開催している。昨年度国体のプレ大会としてジャパンツアーがあつたのだが、それを契機に今年は正式にジャパンツアーを伊予市で開催した。国体の第1回が伊予市ということで、伊予市がビーチバレーの聖地だと我々は思っている。

(委員)

結構言った者勝ちのところもあるし、実績もある。高校生でやっている人にとっては多分当たり前になっているようなので、それはどんどんアピールしていけたらいいかなと思う。

(委員)

この事業そのものを見ると、唯一テニス教室というのが、広く市民が一般に利用できるもので、あと残りは全国大会に出る負担金であるとか激励費であるとか、事業と内容がマッチングしていない気がする。全国大会に出た人にお金

をあげるのは非常に励みになるので、悪いことではないけれども、社会体育事業と銘打って、総合計画の位置付けでは、誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの振興とうたっているもので、これはもう一つ事業を分けて、スポーツ振興補助事業と、社会体育推進事業と分けて分かりやすくした方が良いと思う。優秀な選手も育ててほしいけれど、気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションということで、伊予市にはしおさい公園にいろんな施設、テニスコートがあるし、ウェルピア伊予にもテニスコートがある。広く市民の方が誰でもできるというのが社会体育の事業ではないかと思うので、そういう切り分けをしていただいたらより良いのではないかという気がした。

(委員)

今指摘のあった切り分けはあるとして、ビーチバレーで伊予市おこしというのはすごく賛成である。事業全般の指標についてはどうかと思ったのだが、例えばビーチバレー関連で観客動員だとか、伊予市内で集客がどれくらい増えているかという資料はお手元にないのだろうか。

(社会教育課)

集計はしていない。

(委員)

それは参加無料だから拾いようがないという、そんな感じの運営になっているのか。

(社会教育課)

先ほどのマドンナカップ自体は、主催が市ではなくマドンナカップ実行委員会である。市は特別協賛という形でやっている。したがって伊予市が観客動員を測ってはいないため、資料の持ち合わせはない。

(委員)

事業内容がビーチバレーの普及推進ということなのであれば、ぜひその辺の数値も拾っていただきながら施策に生かしていただく方が良いと思う。

(社会教育課)

ビーチバレーの推進に関しては、マドンナカップは実行委員会が別にあるものの、毎月市がやっているHIMEカップがある。実行委員会も市で作って、その実行委員会が毎月開催をしている。こちら県外からこの大会に来られている。8月の休みには中学生を対象としたクリニック、その大会もやっている。そういうことで、バレーボールの推進という面では底辺の拡大を図っている。今年が国体、来年は成人の大会になるのだが、それ以降については少年の大会になるという計画がある。そのマドンナカップは国体前にやるので、また一層

盛り上がってくるのではないかと思っている。

(委員)

せっかくご意見いただいたのもう一つ。そういう意味では、五色姫海浜公園だけではなくシーサイド公園もすごく素敵なところだと思うので、併せて伊予市のアピールに活用されることを期待する。

(委員)

ビーチバレーボールの聖地ということで、五色姫海浜公園がすごく有名になっている。先日も国体会期前の試合の様子とか、たくさんマスコミに報道された。五色浜が県内でも注目されていると思う。ただその駐車場に行くまでの道路がちょっと狭くて移動しにくい。またちょうど松山市の友達がほかのイベントがあって初めて五色浜に行ったのだが、地図を見ながら行っても入り口がすごく分かりにくいと言われていた。せっかくビーチバレーで注目されていて、きれいな砂浜ということで有名になっていても、そこまでのアクセスがちょっと。この事業の関連ということで、会場に行くまでの環境整備も併せて、関係部署と連携を取りながら整えてほしいと思った。

(委員長)

ありがとうございます。ビーチバレーの聖地とうたうのであれば、テニスとかプロ野球愛媛県人会野球教室とか、これ自体あるのを知らなかったのだが、既にかかなりの傾斜配分をされているのだろうが、ビーチバレーに特化するのであれば、もっとメリハリをつけてもいいのではないか。

ちなみにテニス教室の講師謝金が200千円と上がっているのだが、これは何回やるのか。

(社会教育課)

40回である。

(委員長)

それでは安いな。ちょっと気になっていた。

もうどんどんおやりになればと思う。ビーチバレーの聖地をアピールするならば、いろんな機会を捉えて、これでもかというくらいしつこくやっていただくのが何よりだと思う。ゆるキャラにビーチバレーをさせるという大きなテーマもある。